

太陽光発電等により売電をしている場合は 売電所得として税の申告が必要です。



自宅等に太陽光発電設備を設置して、太陽光発電による電力を電力会社に売却（余剰電力又は全量売電）している場合は、その収入は雑収入（又は事業収入）となりますので、所得税の確定申告又は市県民税の申告が必要です。

売電所得は次の式で計算し、雑所得(又は事業収入)として税の申告をします

①売電収入 - ②経費 = ③売電所得

①売電収入とは … 太陽光発電等の電力を電力会社へ売って得た収入

※1月～12月の間に電力会社から支払われた金額の合計額です。

②経費とは … 太陽光設備の設置にかかった費用及び維持管理等の費用

※太陽光設備設置の費用は補助金を差し引き、17年間に分けて経費とします。

●申告に必要な金額・数値の確認方法

- | | | | |
|---------|----------|---|----------------------------|
| ① | 売電収入 | … | 「太陽光等受給電力量のお知らせ」で確認（収入月ごと） |
| ②
経費 | ① 設置費用 | … | 設置から発電までにかかった費用の総額 |
| | ② 補助金 | … | 国・市等から受け取った補助金の額（受け取る予定額） |
| | ③ 修繕費等 | … | その年に支払った修繕費等の維持管理费用（領収書必要） |
| | ④ 年間売電量 | … | 「太陽光等受給電力量のお知らせ」で確認（収入月ごと） |
| | ⑤ 年間総発電量 | … | ご家庭に設置されている太陽光発電メーターで確認 |

●売電所得の計算方法(例)

- | | | | |
|---|-------|---|---------------------|
| ① | 売電収入 | … | 20万円(1月～12月合計) |
| ② | 設置費用 | … | 230万円 |
| ③ | 補助金 | … | 30万円(国・市補助金合計額) |
| ④ | 修繕費等 | … | 5万円(太陽光パネル修理)※領収書あり |
| ⑤ | 年間売電量 | … | 4,000kwh |
| ⑥ | 総発電量 | … | 5,000kwh |



① 売電収入	=	200,000 円		
② 経費	=	134,400 円	耐用年数17年	発電量に占める売電量の割合
《経費の計算方法》				
$\left(\left(\begin{matrix} \text{設置費用} & \text{補助金} \\ 2,300,000 & - & 300,000 \end{matrix} \right) \times \text{償却率} \right) + \text{修繕費等} \times \left(\frac{\text{年間売電量}}{\text{総発電量}} \right)$				
$\left(\left(\begin{matrix} \text{設置費用} & \text{補助金} \\ 2,300,000 & - & 300,000 \end{matrix} \right) \times 0.059 \right) + 50,000 \times \left(\frac{4,000}{5,000} \right)$				
③ 売電収入	-	④ 経費	=	⑤ 売電所得
200,000円		134,400円		65,600円

申告に必要な金額・数値を確認し、実際に計算してみましょう ⇒ 裏面へ

※市HPから入力用Excelシートをダウンロードすることができますので、ご利用ください。→

○お問合せ先：駒ヶ根市役所総務部税務課市民税係 Tel0265-83-2111（内線274）



太陽光発電等による売電所得の計算

氏名	
----	--

① 収入（売電収入）について

毎月電力会社から届く「太陽光等受給電力量のお知らせ」を確認し、下記の数値を転記してください。電力会社から支払われた金額（電気を売った金額）の合計金額等を計算します。

令和 年

月	売電収入 (円)	売電量 (kwh)	総発電量 (kwh)
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
合計			

太陽光等受給電力量のお知らせ

メーター記録

ご家庭に設置されている太陽光発電メーターの記録を確認してください。（自家消費分の経費を除くために必要な数値です。）

毎月大切に保管しておいてください

④ 売電量 ⑤ 総発電量

① 収入

円

CHECK!

!

☞

売電収入は、収入のあった月で計算します。（検針日ではなく、支払い予定日の月分として計算してください。）

② 経費について

太陽光発電設置費用から補助金を差引いた額を17年間(減価償却率5.9%)に分けて経費とします。但し、自家消費分の経費を差し引く必要があるため、売電量と総発電量の割合で対象となる経費を算出します。

$$\left(\left(\text{①設置費用} - \text{②補助金} \right) \times 0.059 + \text{③修繕費等} \right) \times \left(\frac{\text{④売電量}}{\text{⑤総発電量}} \right)$$

CHECK!

!

☞

設置費以外にも③修繕費等の維持管理費がある場合は、経費に算入することができます。（領収書が必要です）

② 経費

円

③ 売電所得について

① 収入

円

-

② 経費

円

=

③ 売電所得

円

上記①～③の金額を市県民税申告書又は確定申告書に転記してください。